

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和6年8月22日現在

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

担当者

連絡先 078 - 871 - 9015 （月～金 午前9時00分～午後5時15分）
（土 午前9時00分～午後1時00分）
（日・祝日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

事業所名	篠原あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市灘区神ノ木通3-1-4 2F
連絡先	TEL 078-871-9015 FAX 078-871-9100
緊急時の連絡先	TEL 078-871-9015
管理者氏名	金光谷 一
営業日	平日、土曜日の半日（日・祝日、年末年始は休み）
営業時間	月～金 午前9時00分～午後5時15分 土 午前9時00分～午後1時00分
サービス提供実施地域	篠原本町、篠原中町、篠原南町、将軍通、神ノ木通、千旦通、上河原通、上野通1.2.3.4.5丁目、赤坂通1.2.3.4.5丁目、畑原通、天城通1.2.3.4.5丁目、福住通1.2.3.4.5丁目、中原通1.2.3.4.5丁目、倉石通、水道筋、岸地通、大内通、泉通、灘北通1.2.3.4.5.6丁目

3 当事業所の法人概要

事業者名	医療法人 愛和会
所在地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
連絡先（代表）	TEL 078-871-9001 FAX 078-871-2993
法人種別	医療法人
代表者	理事長 金澤 秀次
法人の行う他の業務	病院、通所介護・リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所

4 当事業所の従業員

職種	人員数
保健師または看護師	1人
主任介護支援専門員	1.5人
社会福祉士	1人
地域支え合い推進員	1人
介護支援専門員	3人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	高齢者が、要支援、要介護状態になる事をできるだけ予防し、住み慣れた地域で尊厳ある生活が出来るよう支援します。
運営方針	①介護保険法令の遵守 ②公正中立な介護予防支援の提供 ③利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成等 ④個人情報の保護と適正な管理 ⑤介護予防サービスが適切に提供されるよう、介護予防事業所との連絡、調整 ⑥当事業所の質の向上の為、評価、改善

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、受託居宅介護支援事業者が行う場合があります。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。	○

<p>介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業所等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価 (契約書本文第4条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。 	<p>○</p>
<p>給付管理 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防や保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な機関への連絡を行います。</p>	<p>—</p>
<p>介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第4条)</p>	<p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>
<p>要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意志を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	<p>○</p>

サービス提供記録の閲覧 ・ 交付 (契約書本文第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等を請求することが場合があります。) ・ 利用者は、契約終了の際には事業者へ請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。 	○
担当職員の変更	介護支援専門員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご相談下さい。	○

利用者の状況の把握 (訪問回数目安)	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。
-----------------------	---

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を灘区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費	4,791円(1ヶ月)
初回加算 ※1	3,252円(1ヶ月)
委託連携加算 ※2	3,252円(1ヶ月)

※1 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※2 委託連携加算

介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防支援業務等を指定居宅介護支援事業所に委託する際、必要な情報を利用者同意の上、提供した場合加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月10日までに請求させていただきます。
本契約の解約料	4,791円	契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	お支払いについては、その月の30日までにお願います。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する30日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

- ① 日時、場所、事故の内容（転倒、転落、誤嚥、誤薬、徘徊、急変時の確認）
- ② 状態把握とそれに対する対応、処置、経過等の記録の確認
- ③ 家族及び関係機関への連絡、報告

(2) 市町村、家族等への連絡方法

- ① 緊急連絡先を事前に把握し、関係者に周知徹底します。
- ② 本人、家族、サービス提供事業者より状況把握し、速やかに担当会議を開催し対処方法を協議の上決定し、関係機関に報告します。

(3) 当社の再発防止策等

- ① リスクマネジメント委員会を開催し、その結果をマニュアル化し、関係者に周知徹底します。
- ② 職員の質の向上の為、事前検討の他、事業所内外の各種研修に参加し自己研鑽します。

12 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当社は金銭等により賠償をいたします。

当社は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

- 加入保険名 公的介護保険指定事業所向け賠償保険

- 保険の内容 業務遂行による法律上の賠償責任の担保

- 賠償できる事 身体、財物、受託財物、人格権侵害

13 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

- 事業者の苦情相談窓口 篠原あんしんすこやかセンター

窓口名 苦情相談所 担当者 金光谷一	連絡先 078-871-9015 FAX 078-871-9100 (受付時間 平日 午前9時～午後5時) 緊急連絡先 078-871-9015
-----------------------	--

- 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)	
兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 午前8時45分～午後5時15分
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)	
神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間(平日) 午前8時45分～午後5時30分

14 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明 付属別紙のとおり

15 委託先の指定居宅介護支援事業所(委託する場合のみ記入)

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL FAX
緊急時の連絡先	TEL
管理者	
営業日	
営業時間	午前 時 分～午後 時 分まで
サービス提供実施地域	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基
づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市灘区神ノ木通3丁目1-4 2F
名 称 篠原あんしんすこやかセンター

説明者 事業所（所属）篠原あんしんすこやかセンター
氏 名 _____

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所 _____

氏 名 _____

(付属別紙)

要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1ヶ月以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援認定されれば、利用者に対してこの契約は、要支援認定の有効期間が満了する日まで継続されます。このとき、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、契約締結日以降の介護予防支援費の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービスおよび通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る契約重要事項説明書

令和6年8月22日現在

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

担当者

連絡先 078 - 871 - 9015 （月～金 午前9時00分～午後5時15分）
 （土 午前9時00分～午後1時00分）
 （日・祝日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

事業所名	篠原あんしんすこやかセンター
所在地	神戸市灘区神ノ木通3-1-4 2F
連絡先	TEL 078-871-9015 FAX 078-871-9100
緊急時の連絡先	TEL 078-871-9015
管理者氏名	金光谷 一
営業日	平日、土曜日の半日（日・祝日、年末年始は休み）
営業時間	月～金 午前9時00分～午後5時15分 土 午前9時00分～午後1時00分
サービス提供実施地域	篠原本町、篠原中町、篠原南町、将軍通、神ノ木通、千旦通、上河原通、上野通1.2.3.4.5丁目、赤坂通1.2.3.4.5丁目、畑原通、天城通1.2.3.4.5丁目、福住通1.2.3.4.5丁目、中原通1.2.3.4.5.丁目、倉石通、水道筋、岸地通、大内通、泉通、灘北通1.2.3.4.5.6丁目

3 当事業所の法人概要

事業者名	医療法人 愛和会
所在地	神戸市灘区神ノ木通4丁目2-15
連絡先（代表）	TEL 078-871-9001 FAX 078-871-2993
法人種別	医療法人
代表者	理事長 金澤 秀次
法人の行う他の業務	病院、通所介護・リハビリ、訪問リハビリ、居宅介護支援事業所

4 当事業所の従業員

職 種	人員数
保健師または看護師	1人
主任介護支援専門員	1.5人
社会福祉士	1人
地域支え合い推進員	1人
介護支援専門員	3人

5 事業の目的・運営方針

事業の目的	高齢者が、要支援、要介護状態になる事をできるだけ予防し、住み慣れた地域で尊厳ある生活が出来るよう支援します。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険法令の遵守 ②公正中立な介護予防支援の提供 ③利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成等 ④個人情報の保護と適正な管理 ⑤介護予防サービスが適切に提供されるよう、介護予防事業所との連絡、調整 ⑥当事業所の質の向上の為、評価、改善

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定めるお客様に提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、受託居宅介護支援事業者が行う場合があります。

内 容	提 供 方 法	保険適用
介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条)	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 	○

<p>介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業所等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</p>	<p>○</p>
<p>サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価 (契約書本文第4条)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者及びその家族と連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の評価、変更等を行います。 	<p>○</p>
<p>給付管理 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p>	<p>○</p>
<p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p>	<p>介護予防や保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p>	<p>○</p>
<p>医療との連携・主治医への連絡 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p>	<p>○</p>
<p>財産管理・権利擁護等への対応 (契約書本文第3条・別紙)</p>	<p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて必要な機関への連絡を行います。</p>	<p>—</p>
<p>介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第4条)</p>	<p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、介護予防サービスの変更を行います。</p>	<p>○</p>
<p>要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の意志を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 ・利用者の要支援認定有効期間満了の30日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。 	<p>○</p>

サービス提供記録の閲覧 ・ 交付 (契約書本文第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等を請求することが場合があります。) ・ 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。 	○
担当職員の変更	介護支援専門員（神戸市指定介護予防支援業務従事者）の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご相談下さい。	○

利用者の状況の把握 (訪問回数目安)	担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。
-----------------------	---

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援（介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）については、原則として利用者の負担はございません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を灘区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費	4,791円(1ヶ月)
初回加算 ※1	3,252円(1ヶ月)
委託連携加算 ※2	3,252円(1ヶ月)

※1 初回加算

新規及び過去2カ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費に加算されます。

※2 委託連携加算

介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防支援業務等を指定居宅介護支援事業所に委託する際、必要な情報を利用者同意の上、提供した場合加算されます。

(その他の費用)

内 容	金 額	説 明	支払方法
交 通 費 (実費)	実費相当分	サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります	利用のあった月ごとに集計し翌月10日までに請求させていただきます。
本契約の解約料	4, 7 9 1 円	契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。	お支払いについては、その月の30日までにお願います。
申請代行料	無 料	要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。	
サービス提供実施記録コピー等代金	コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。	

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する30日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。

ただし、ただちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。

※利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。

10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

(4) 緊急時における確認事項

- ④ 日時、場所、事故の内容（転倒、転落、誤嚥、誤薬、徘徊、急変時の確認）
- ⑤ 状態把握とそれに対する対応、処置、経過等の記録の確認
- ⑥ 家族及び関係機関への連絡、報告

(5) 市町村、家族等への連絡方法

- ① 緊急連絡先を事前に把握し、関係者に周知徹底します。
- ② 本人、家族、サービス提供事業者より状況把握し、速やかに担当会議を開催し対処方法を協議の上決定し、関係機関に報告します。

(6) 当社の再発防止策等

- ① リスクマネジメント委員会を開催し、その結果をマニュアル化し、関係者に周知徹底します。
- ② 職員の質の向上の為、事前検討の他、事業所内外の各種研修に参加し自己研鑽します。

12 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき、当社は金銭等により賠償をいたします。

当社は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名 公的介護保険指定事業所向け賠償保険

○保険の内容 業務遂行による法律上の賠償責任の担保

○賠償できる事 身体、財物、受託財物、人格権侵害

13 サービスの苦情相談窓口

事業者は、提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

- 事業者の苦情相談窓口 篠原あんしんすこやかセンター

窓口名 苦情相談所 担当者 金光谷一	連絡先 078-871-9015 FAX 078-871-9100 (受付時間 平日 午前9時～午後5時) 緊急連絡先 078-871-9015
-----------------------	--

- 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

(介護保険サービスの苦情について)	
兵庫県国民健康保険団体連合会	連絡先 078-332-5617 受付時間(平日) 午前8時45分～午後5時15分
(介護保険サービスの質や契約上のトラブルについて)	
神戸市生活情報センター	連絡先 078-371-1221 受付時間(平日) 午前8時45分～午後5時30分

14 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明 付属別紙のとおり

15 委託先の指定居宅介護支援事業所(委託する場合のみ記入)

事業所名	
担当介護支援専門員	
所在地	
連絡先	TEL FAX
緊急時の連絡先	TEL
管理者	
営業日	
営業時間	午前 時 分～午後 時 分まで
サービス提供実施地域	

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基
づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

地域包括支援センター 所在地 神戸市灘区神ノ木通3丁目1-4 2F
名 称 篠原あんしんすこやかセンター

説明者 事業所（所属）篠原あんしんすこやかセンター
氏 名

私は、本書面（及び付属別紙）により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

上記代理人（代理人を選定した場合） 住 所

氏 名

(付属別紙)

要介護・要支援認定前に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護・要支援認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な介護予防サービス・支援計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1 提供する介護サービスについて

- ・利用者が要介護・要支援認定までに、介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結の日から1ヶ月以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護サービス提供のための支援を行います。
- ・介護予防サービス・支援計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・作成した介護予防サービス・支援計画については、要介護・要支援認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2 要介護・要支援認定後の契約の継続について

- ・要支援認定されれば、利用者に対してこの契約は、要支援認定の有効期間が満了する日まで継続されます。このとき、利用者から当社に対してこの契約を解約する旨の申入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・また、利用者から解約の申入れがない場合には、契約は継続しますが、契約書別紙2に定める内容については終了することとなります。

3 要介護認定申請の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合には、契約締結日以降の介護予防支援費の利用料をいただきます。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービスおよび通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。

4 注意事項

要介護・要支援認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護・要支援認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護・要支援認定前に提供された介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。ただし、基本チェックリストにより事業対象者となり、訪問型サービス及び通所型サービスを利用している場合は、この限りではありません。
- (2) 要介護・要支援認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

利用者様（以下、「利用者」といいます。）と介護予防支援事業所及び地域包括支援センター（以下、「事業者」といいます。）は事業者が利用者に対して行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援業務等」といいます。）について次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険に関する法令の趣旨及びこの契約書に従い、公正中立な立場から、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者・その他の事業者・関連機関との連絡調整その他便宜の提供を図ります。

第2条（契約期間）

1. この契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間が満了する日までとします。
2. ただし、有効期間満了までに、利用者から契約終了の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間が満了する日まで自動更新することとします。

第3条（保健師等の職員）

事業者は、保健師等の職員（神戸市介護予防支援業務従事者、以下「従事者」という。）を利用者への介護予防支援等サービスの担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（介護予防サービス・支援計画の作成等）

1. 事業者は次に定める事項に従事者に担当させ、利用者が介護予防サービスを適切に利用することができるように、利用者の依頼を受け、利用者の心身の状況、置かれている環境並びに利用者及び利用者の家族の希望等を勘案し、介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者またはその家族に説明の上その写しを交付します。
 - （1）介護予防サービス・支援計画の作成
 - （2）介護予防サービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供
 - （3）サービスの実施状況の把握及び介護予防サービス・支援計画等の評価
 - （4）給付管理
 - （5）介護サービス等に関する相談・説明
 - （6）その他別紙に掲げる事項
2. ただし、（1）～（3）及び（5）（6）を事業者から居宅介護支援事業者に委託することができます。

第5条（介護予防サービス・支援計画の変更）

事業者において、介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合又は利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合には、事業者は、利用者の意見を尊重するとともに、事業者と利用者の双方の合意をもって介護予防サービス・支援計画を変更することとします。

第6条（要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という。）にかかる申請の援助）

事業者は、利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。

第7条（サービス提供の実施記録等）

1. 事業者は、介護予防支援業務等の提供に関する記録を作成することとし、これを第2条第1項に定める有効期間が満了する日から5年間保管します。
2. 利用者は、前項の記録を閲覧することができるとともに、その複写物の交付を受けることができます。
3. 事業者は、この契約の終了に伴い、利用者から申出があった場合には、直近の介護予防サービス・支援計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第8条（料金）

この契約書に基づき、事業者が提供する介護予防支援業務等に関する料金は別紙の通りです。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、この契約の解約を希望する日の30日前までに解約を申し入れることにより、利用者が希望する日をもってこの契約を解約することができます。ただし、利用者は事業者に対して、この契約の解約を申し入れ、別紙に定める解約料を支払うことにより、直ちにこの契約を解約することができます。
2. 利用者は、前項の規定にかかわらず、この契約を継続しがたい正当な理由がある場合には、直ちにこの契約を解約することができます。
3. 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、契約終了日の30日前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
4. 事業者は、利用者又はその家族等が従事者等に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
5. 次の各号のいずれかに該当した場合には、この契約はその定める日をもって自動的に終了します。
 - (1) 利用者の要介護認定区分が要介護1～5と認定された場合
 - (2) 利用者が死亡したとき、又は介護保険の被保険者としての資格を喪失した場合
6. 事業者は、この契約の終了に伴い利用者が希望する場合には、利用者が指定する事業者等への関係記録の（写し）の引継ぎ、介護保険外サービスの利用にかかる連絡調整を行うものとします。

第10条（秘密保持）

- 1、事業者、従事者及び事業者を使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報について、利用者や第三者の生命、身体等に危険がある場合などの正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第12条（苦情対応）

- 1 事業者は、提供した介護予防支援等に苦情がある場合又は事業者が作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申立て及び相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応を行います。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにします。

第13条（身分証携行義務）

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第14条（信義誠実の原則）

利用者と事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第15条（裁判管轄）

利用者と事業者は、この契約に関して、訴訟の必要が生じた場合には、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

上記代理人（代理人を選定した場合）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

私は、本人の契約意思を確認しました。

（立会人）

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

事業者

住所 _____

名称 _____

電話 _____

指定介護予防支援事業所
（地域包括支援センター）

住所 神戸市灘区神ノ木通3丁目1-4 2F

名称 篠原あんしんすこやかセンター

電話 078-871-9015

(契約書別紙 1)

1 担当する職員

担当 _____

電話番号 871-9015

2 第4条第6号に規定するその他のサービス内容について

- (1) 事業者は、介護予防サービス・支援計画の作成(変更)時及び利用者が、サービスを利用する際に必要と判断した場合は、利用者の同意のうえ関連する医療機関、利用者の主治医との連携を図ります。
- (2) 事業者は、利用者がサービスを利用する際に、その財産管理や権利擁護について問題が発生した場合には、利用者等の依頼に基づき、関連機関への連絡を行います。

3 料金について

- (1) 事業者が行う介護予防支援業務等に対しては、利用者の負担はございません。ただし、介護保険適用の場合においても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合はいったん1か月あたりについて下記の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を灘区役所の窓口に出しますと、後日に払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

介護予防支援費	4,791円(1ヶ月)
初回加算※1	3,252円(1ヶ月)
委託連携加算※2	3,252円(1ヶ月)

※1 初回加算

新規に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費に加算されます。

※2 委託連携加算

介護予防支援事業所が利用者に提供する介護予防支援業務等を指定居宅介護支援事業所に委託する際、必要な情報を利用者同意の上、提供した場合加算されます。

(解約料)

- (2) 契約書本文第9条第1項ただし書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は¥4,791の解約料をいただきます。

(交通費)

- (3) 通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払が必要になります。 実費負担

(申請代行料)

- (4) 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

(サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

- (5) サービス提供の実施記録等の複写料 実費負担

(契約書別紙2) 一 要介護認定前に介護予防支援業務等の提供が行われる場合の特例事項

1 介護予防支援業務等について

- (1) 要介護認定等までに、利用者が介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から30日以内に介護予防サービス・支援計画を作成し、利用者にとって必要な介護予防サービス提供のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、事業者は、介護予防サービス計画の作成にあたっては、計画の内容の利用者の認定申請の結果を上回る過剰なサービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 事業者は、(2)により作成した介護予防サービス計画について、要介護認定等後に利用者等の意向を踏まえ、適切な介護予防サービス・支援計画の見直しを行います。

2 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 事業者は、要介護認定等後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了し、同9条第1項の規定にかかわらず、解約料はいただきません。
- (2) (1)の意思確認により、利用者から解約の申入れがない場合には、契約書別紙2に定める内容は終了します。

3 注意事項

- (1) 要介護認定等の結果、自立(非該当)となった場合には、要介護認定等前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することとなります。
- (2) 要介護認定等の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することとなります。

(解約料)

- (2) 契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により、直ちに契約を終了する場合は
¥4,791の解約料をいただきます。

(交通費)

- (3) 通常のサービス提供の地域外に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払が必要になります。 実費負担

(申請代行料)

- (4) 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

(サービス提供実施記録等の複写料等の費用)

- (5) サービス提供の実施記録等の複写料 実費負担

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の介護予防サービス・支援計画に基づき、介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が介護予防支援業務等を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報（基本情報等）
- ・ 認定調査票（74項目及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

篠原あんしんすこやかセンター
（委託先居宅介護支援事業者）

様
様

利用者 住所 _____

氏名 _____

上記代理人（代理人を選定した場合） 住所 _____

氏名 _____

利用者家族代表 住所 _____

氏名 _____